

住民税の特別徴収のお知らせと 申告相談で役立つ制度の紹介

1 平成21年10月以降、個人住民税が 公的年金から特別徴収されます

年金からの特別徴収とは、年金の支払者が年金を支給するときに、その人の年金から住民税（市民税と県民税）を天引きして、これを市へ納付するものです。

平成20年4月の国の税制改正により、平成21年10月から個人住民税を公的年金から特別徴収することになりました。

特別徴収の対象となる方は、住民税を納付するために金融機関などの窓口へ赴いたり、口座振替のための残高の確認が必要となります。

1 対象になる方

対象になるのは、4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給している方です。

ただし、次の方の場合は、特別徴収を行いませんので、これまでどお

り、普通徴収になります。
（1）老齢基礎年金の額が18万未満の方
（2）特別徴収の額が、老齢基礎年金額を超える方

2 納付方法

平成21年の6月と8月分の税金は、これまでどおり普通徴収となりますが、10月以降、10月、12月、2月の支給月から特別徴収となります。

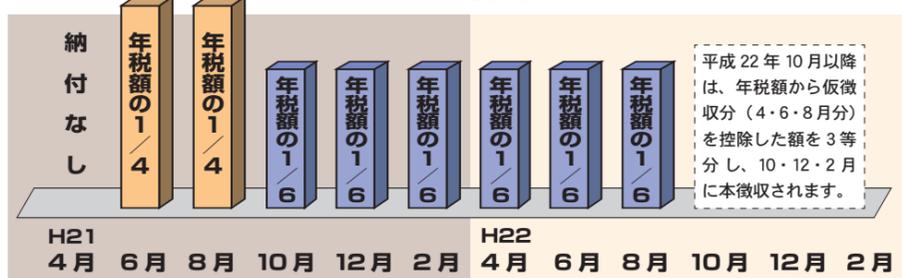
3 年間の納付額

平成21年の前半において年税額の4分の1ずつが、6月・8月に普通徴収となります。

年度後半において年税額から普通徴収した残りの額が、10月・12月・2月における老齢基礎年金等の支払ごとに特別徴収となります。

「普通徴収」→「特別徴収」が始まります

これまでは、年4回の普通徴収でしたが、21年10月からは、2か月に一度の特別徴収となります。



※年間の税額・本算定後の税額が同じ場合と仮定しています。

2 住民税からの 住宅ローン控除額

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方の住宅ローン控除限度額は、所得税額より大きい場合は、翌年度の市・県民税額から控除の対象となります。



控除残額が発生した年は、必ず住宅借入金等特別控除申告書を提出してください。この制度は、最長平成26年まで適用されます。

1 対象になる方

平成18年12月31日までに入居した方

2 申告書の提出先

①給与収入のみで確定申告をされない方⇒市役所
②確定申告をされる方⇒土浦税務署または市役所

3 要介護等高齢者は、税法上の 障害者控除に該当する場合があります

障害者控除とは、所得を申告する際、本人または扶養親族が障害者・特別障害者に該当する場合、一定金額を所得から控除することができる制度です。

控除を受けられる方は、必ずしも障害者手帳の交付を受けていることが条件ではなく、介護を必要とする高齢者でも該当する場合があります。この場合、市の認定が必要ですので、介護保険室へご相談ください。

1 対象になる方

「65歳以上の方で、心身の障害の程度が身体障害者手帳などの交付を

2 認定の基準
介護保険の認定にも使用している主治医意見書のランクをもとに判断します。

受けている方に準ずる状態にあると市から認められた方」です。

3 申請から認定書交付までの流れ

長寿福祉課介護保険室に「障害者控除対象者認定申請書」を提出してください。（郵送でも可。）申請書は、長寿福祉課・霞ヶ浦庁舎市民窓口課・各出張所に用意してあります。
認定の結果、「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者非該当通知書」を郵送します。（即日交付はできません。）

《必お読みください》

※要介護認定を受けていても、必ずしも障害者控除の対象となるものではありませんのでご注意ください。
※平成20年分の確定申告で障害者控除を受ける場合、障害者控除対象の基準日が「平成20年12月31日」になりますので、12月26日（金）までに認定申請書を提出してください。
※すでに「障害者手帳などで控除を受ける方」は、この申請は必要ありません。また、「本人または扶養者が非課税になる方」は、税額が出ないため申請する必要はありません。

障害者手帳所持者の所得控除区分

対象者		所得税控除額	住民税控除額
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A以上 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円

認知症がみられる方の障害者控除判定基準（障害者手帳未所持者）

対象者	判断基準	所得税控除額	住民税控除額
障害者控除	Ⅱ	27万円	26万円
	Ⅱa		
	Ⅱb		
特別障害者控除	Ⅲ	40万円	30万円
	Ⅲa		
	Ⅲb		
	Ⅳ		
	M		

寝たきりに近い方の障害者控除判定基準（障害者手帳未所持者）

障害者控除	ランク	生活状況	所得税控除額	住民税控除額
障害者控除	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 ① 車椅子に移乗し、食事・排泄はベッドから離れて行う。 ② 介助により車椅子に移乗する。	27万円	26万円
特別障害者控除	C	1日中ベッド上で過ごし、排せつ・食事・着替えにおいて介助を要する。 ① 自力で寝返りをうつ。 ② 自力で寝返りも出来ない。	40万円	30万円

問い合わせ先
1・2 税の申告や控除について
税務課 ☎内線1129
3 障害者控除の申請・認定について
長寿福祉課介護保険室 ☎内線1175